

(仮称) みやぎ住まいづくり協議会 会則 (案)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、みやぎ住まいづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、宮城県住生活基本計画における住宅施策や取組を、産学官が連携・協働して総合的かつ効果的に推進し、みやぎの豊かな住生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、事業を行う。

- (1) 住まいのセーフティネットの充実に関すること。
- (2) 次世代に継承できる住宅ストックの形成に関すること。
- (3) 災害に強く持続可能な住まい・まちづくりに関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した別表のとおりとする。

2 会員の種別は、次の2種とする。

- (1) 正会員は、総会に出席し、部会等に参加し活動を行う者とする。
- (2) サポート会員は、必要に応じて活動を行う者とする。

3 新たに会員になろうとする者は、次のいずれかの条件を満たした上で、所定の入会申込書を第5条に規定する会長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 正会員の推薦がある。
- (2) 第9条に規定する運営委員会が入会の必要を認める。

4 会員は、その名称や住所、代表者等に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

5 会員は、第2項の会員の種別を変更、又は退会しようとするときは、その旨を第5条に規定する会長に提出し承認を得なければならない。

6 本会には会員のほかに、会長が必要に応じてアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。アドバイザー及びオブザーバーは、会長の求めにより、本会における必要な活動を行うことができる。

第3章 役 員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 運営委員 20名以内
- (4) 監事2名

2 会長は、宮城県土木部長をもって充てる。

3 副会長は、宮城県土木部副部長をもって充てる。

- 4 運営委員及び監事は、会長が正会員の中から選任し、総会において承認を得る。
- 5 運営委員及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員 の 職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、会務を執行する。
- 4 監事は、財産及び会計の監査を行う。

(役員 の 報酬)

第7条 本会の役員は、無報酬とする。

第4章 会 議

(総会)

第8条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、会長が招集するものとし、毎年度1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、開催することができる。
- 4 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した者をもって充てる。
- 5 総会は、正会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意によって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項を決定すること。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、総会に正会員以外の者を出席させることができる。
- 8 正会員は代理人を出席させ、議事の可否の権限を委任することができる。この場合において当該正会員は総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、書面によって表決する総会とすることができる。
- 10 書面によって表決する総会においては、表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 11 議長は、総会の議事について、議事録を作成しなければならない。
- 12 議事録には、出席した会員のうちからその総会で選出された議事録署名人2名以上が、内容を確認の上、署名するものとする。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会には委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、宮城県土木部住宅課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、仙台市都市整備局住宅政策課長をもって充てる。
- 5 委員長は、運営委員会を招集し主宰する。
- 6 運営委員会は、この会則において定めるもののほか、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない本会の運営に必要な事項に関すること
- 7 運営委員会の議長は、委員長が行う。ただし、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職を代行する。

- 8 第8条第5項、第7項、第8項、第9項、第10項の規定は、運営委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「運営委員会」と、「正会員」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

(部会)

第10条 本会には、事業を推進するために部会を置くことができる。

- 2 部会設置、部会員の選任、部会の運営に関する事項の決定は、運営委員会が行う。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者を出席させることができる。

(その他の会議)

第11条 本会には、個別の事項を検討するために必要であると認めるときは、圏域ブロック会議やワーキンググループその他これらに類するもの（以下「圏域ブロック会議等」という。）を設置することができる。

- 2 圏域ブロック会議等の運営については別に定める。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、宮城県土木部住宅課に置く。

- 2 部会には、事務局を定めることができる。

第5章 個人情報等

(秘密の保持)

第13条 会員（その職員等を含む。）、アドバイザー及びオブザーバーは、本会の事業において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産)

第15条 本会の経費は、負担金、交付金、寄附金、補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 会長は、本会の事業を進める上で必要と認めるときは、総会の議決を経て会員のうち適当と認めるものに対し、本会の活動に必要な経費について負担金を求めることができる。
- 3 本会の財産は、運営委員会が定める方法により、会長が管理する。
- 4 本会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(経費)

第16条 本会の経費は、財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 会長は、毎年度、事業計画及び収支予算を作成し、総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業計画の軽微な変更及びこれに伴う予算の変更については、会長が専決することができる。この場合、その後最初に招集される総会において承認を得なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に予算が成立しない場合は、成立するまでの間、前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。
- 4 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第18条 会長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第7章 雑則

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(その他)

第20条 本会は、地方自治法（昭和22年法律67号。）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しないものとする。

附 則

- 1 この会則は、令和4年 月 日（本会の設立の日）から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、設立総会の日から令和5年3月31日までとする。
- 3 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。）第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会として位置づける。
- 4 みやぎ復興住宅整備推進会議の構成員及び宮城県居住支援協議会の会員においては、本会の設立をもって入会したものとする。
- 5 みやぎ復興住宅整備推進会議設置要綱及び宮城県居住支援協議会会則は、廃止する。